

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則 (Loan Market Association)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン (環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則に適合することについて、案件採択にあたり、外部評価を受けたものについてグリーンローンと判断しています。

## 2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（ICMA）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

グリーンボンド原則に挙げられている4つの要素（「調達資金の用途」、「プロジェクトの評価と選定のプロセス」、「調達資金の管理」、「レポートリング」）に適合した投資であることを、外部評価を参考に確認しております。外部評価を受けていない投資に関しては、発行案内や目論見書、IR情報等にもとづき、上記原則に適合していることを確認しております。

## 3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（Loan Market Association）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則に適合することについて、案件採択にあたり、外部評価を受けたものについてサステナビリティ・リンク・ローンと判断しています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（ICMA）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

サステナビリティ・リンク・ボンド原則に挙げられる5つの要素（「KPIの選定」、「SPTsの測定」、「債券の特性」、「レポートイング」、「検証」）に適合した投資であることを、外部評価を参考に確認しております。外部評価を受けていない投資に関しては、発行案内や目論見書、IR情報等にもとづき、上記原則に適合していることを確認しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（ICMA）  
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経産省、環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックに挙げられる4つの要素(「発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス」、「ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ」、「科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略」、「実施の透明性」)に適合した投資であることを、外部評価を参考に確認しております。外部評価を受けていない投資に関しては、発行案内や目論見書、IR情報等にもとづき、適合性を確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が再生可能エネルギー事業に限定された投融資のうち、以下のいずれかのもの。

- ・FIT法に基づく事業認定を受けたもの
- ・環境アセスメントを受けたもの

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

「資金使途」が再生可能エネルギー事業の限定されていること、かつ「FIT法に基づく事業認定の有無」の確認を通じ各種法令(農地法、環境影響評価法等)を遵守していること、または「環境アセスメント取得の有無」の確認により、基準への適合性を判断しております。

・なお、上記対象投融資のうち、「太陽光発電事業向け融資」は、案件採択にあたり、各種要件(資金使途、FIT法に基づく事業認定等)を確認することで、基準への適合性を判断しております。